

# 権現総合公園施設整備工事 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

権現総合公園は、加古川市の北部地域に位置し、加古川市総合計画ではレクリエーション拠点として位置付けられ、山陽自動車道「権現湖パーキングエリア」に連結するハイウェイオアシスとしての機能を有する、自然に親しむことのできる総合公園である。

この度のレクリエーション拠点機能の強化のため、公園の整備に当たり、平成 26 年に実施した市民アンケートで公園に望む機能として「自然とのふれあいや景観」、「健康づくりや休息」、「子供の遊び」などの意見があり、「自然」、「景観」、「健康」に関しては隣接する入道山、その山頂からの眺望、散策路があることから、「子供の遊び」に重点を置いた整備を図る。

施設内容として、家族連れが楽しめる「複合遊具」や、「乳幼児・幼児用遊具」などを整備するほか、加古川右岸自転車道との相乗効果が期待できる「サイクリスト向けの休憩施設」を整備することで、市民並びに高速道路利用者など市外の人に、より魅力的な自然レクリエーション拠点となる公園を目指す。

これらを踏まえ、権現総合公園施設整備工事（以下「本工事」という。）の実施にあたっては、価格のみではなく事業者に係る施工実績、専門性、技術力、企画力、創造性などを勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点候補者」といい、契約候補者及び次点候補者を「契約候補者など」という。）を選定するものとする。

## 2 工事概要

### (1) 工事名

権現総合公園施設整備工事

### (2) 工事内容

本工事の内容は以下のとおりである。なお、「要求水準書」に準じた、安全面・維持管理面で市の要求を満足した施設の提案を行うこと。

#### ●本工事で事業者が行うもの

- ア 複合遊具・乳幼児用遊具・幼児用遊具の実施設計（詳細図面の作成、構造計算含む）
  - イ 複合遊具・乳幼児用遊具・幼児用遊具の製作設置工事
  - ウ 休憩施設の製作設置工事（ベンチ・テーブル・自転車ラックなど）
  - エ 建築施設の実施設計（管理棟・トイレ・四阿など（建築確認申請及び関係法令の手続きに必要な書類作成を含む））
  - オ 建築施設の製作設置工事（管理棟・トイレ・四阿など）
  - カ 建築施設の改修工事（現状の炊事場の改修を想定。提案により新設も可能であり、その場合は四阿の実施設計を「エ」に、製作設置工事を「オ」に含む）
- ※改修に係る設計は市で実施。（「参考資料 6 四阿改修工図」参照）

- キ 看板類の製作設置工事（エントランスサイン・総合案内板・園名板など）
- ク 安全施設の設置工事（遊具安全サイン・セーフティマット・安全柵など）
- ケ 遊具設置に伴う基礎工事（ウッドチップ・ゴムチップなど必要に応じて）
- コ 広場の利用に関する注意看板など設置工事
- サ 地耐力の確認（施工に先立ち、現地の基礎地盤を対象として必要地耐力の確認を行う）

●市が別途発注工事で行うもの

- ア 造成・仕上げ（張芝など）工事
- イ 建築施設付近までの必要な給排水・電気工事

（３）工期

契約締結日の翌日から令和６年３月１５日（金）まで

３ 提案上限額

224,350,500 円（消費税及び地方消費税を含む。）

<内訳の目安>

- ・遊具 74,789,000 円
- ・休憩施設・看板など 35,682,900 円
- ・建築施設 113,878,600 円

※実施設計、製品製作及び設置工事などの全てを含む。

※基礎工事、運搬費用を含む。

※建築施設に係る建築確認申請など手続きの一切の費用を含む。

４ プロポーザルの種類

専門性・技術力・企画力・創造性により大きく差異がでる工事であることから、技術提案の内容を評価するため、広く提案を募集する公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）による。

５ 支払条件

契約金額が５００万円以上の場合 前金払 有

工期が９０日以上で前金払を受けた場合 中間前金払 有

部分払 ３回以内

（中間前金払か部分払のいずれかを選択すること。契約締結後の変更は認めない。）

６ 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

（１）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく加古川市の入札参加制限を受けていない者であること。

（２）手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は、本プロポーザル公

募開始日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
- (4) 本プロポーザル公募開始日から契約締結日までの期間において加古川市指名停止基準（平成6年告示166号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 応募する事業者は単独企業とする。
- (7) 市税を滞納していないこと。消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 令和4～5年度加古川市入札参加資格者名簿（建設工事）に工事種目が、土木一式工事又はとび土工・コンクリート工事で登録されていること。ただし、令和4年8月19日までに令和4～5年度入札参加資格審査申請を行い、契約検査課で受付している場合も可とする。
- (9) 土木一式工事 又はとび土工・コンクリート工事において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく特定建設業の許可を有すること。  
※下請契約の予定総額が4,000万円未満である場合に限り、建設業法第3条第1項に基づく一般建設業の許可を受けていることで足りるものとするが、提案内容はこれに基づくものとする。
- (10) 参加申請期限において有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の土木一式工事 又はとび土工・コンクリート工事の総合評定値が750点以上であり、かつ、その他の審査項目（社会性等）のうち雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無及び厚生年金保険加入の有無の項目が、「有」又は「除外」となっていること。
- (11) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）が発注した複合遊具を設置する工事（請負金額総額のうち、遊具に係る金額が2,000万円以上のものに限る。）で、平成24年4月1日以降に完成した施工実績（施工中のものを除く）を元請として有すること。
- (12) 現場代理人は、当該工事現場に常駐することとし、他の工事との兼務は認めない。  
（営業所における専任の技術者を配置することはできない。）
- (13) 技術者は、建設業法上の土木工事業又はとび・土工工事業の監理技術者の資格を有する者で、参加表明書の提出期限前に3箇月以上の雇用関係にあり、かつ令和5年1月1日時点において

て手持ち工事を有していない者を専任で配置できること。(営業所における専任の技術者は、専任を要する本工事の現場代理人及び技術者との兼務をすることができない。)ただし、工場製作のみを行っている期間については、専任を必要としない。なお、手持ち工事の期間は当該手持ち工事の落札日から完成検査に合格した日までとする。

※下請契約の予定総額が4,000万円未満である場合に限り、土木工事業又はとび・土工事業の主任技術者の資格を有する者で足りるものとする。

## 7 資料の提供

本プロポーザルに関する資料は、公募開始より加古川市ホームページにて公開する。公開する資料のうち「参考資料」及び「提案書評価基準書」は、パスワード付き資料として、本プロポーザルに参加予定の事業者又は参加を検討している事業者に限り、ファイルを開く際に必要となるパスワードを配布する。

パスワードの配布を希望する場合は、「20 担当部署」に電子メールで申込の連絡をすること。電子メールの件名は「パスワードの配布申込」とし、連絡先(担当者職氏名、電話番号)を電子メールの本文に記載すること。電子メールの送信後は、受信確認のため、電話にて提出した旨を連絡すること。

## 8 質問の受付及び回答

(1) 受付期間 令和4年8月29日(月)～9月9日(金)(第1回) 午後5時まで  
令和4年10月3日(月)～10月7日(金)(第2回) 午後5時まで  
「15 日程」参照

(2) 提出先 「20 担当部署」に同じ。

(3) 提出方法 質問書(様式1)を電子メールにより提出すること。  
※電子メールの件名は「権現公園工事プロポーザル質問書」とすること。  
※受信確認のため、電話にて提出した旨を連絡すること。

(4) 回答日 令和4年9月20日(火)(第1回)  
令和4年10月14日(金)(第2回)

(5) 回答方法 質問に対する回答は、一括して加古川市ホームページにて公開する。  
※個別回答は行わない。

## 9 現地見学会

(1) 実施日 令和4年9月7日(水) ①午前10時から午前11時まで  
②午後1時から午後2時まで  
③午後3時から午後4時まで

(2) 申込期間 令和4年8月29日(月)～9月2日(金) 午後5時まで

- (3) 申込方法 「20 担当部署」に電子メールで申込の連絡をすること。  
※電子メールの件名は「権現公園工事見学会」とすること。  
※参加者名、参加人数、参加希望時間帯、連絡先（代表者の電話番号）を電子メールの本文に記載すること。  
※受信確認のため、電話にて提出した旨を連絡すること。

## 10 参加申込・資格審査

参加希望者は、「プロポーザル参加表明書」に關係書類を添えて次のとおり参加申込を行うこと。

- (1) 提出期限 令和4年9月26日（月） 午後5時まで（必着）
- (2) 提出先 「20 担当部署」に同じ。
- (3) 提出方法 持参。  
受付時間は祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 提出書類 アからシまでの書類を順番どおりに、左側で綴じること。

- ア プロポーザル参加表明書（様式2）
- イ 配置予定技術者届出書（様式3）
- ウ 配置予定技術者届出書に記載された配置予定技術者の資格に係る証明書等の写し
- エ 営業所における専任技術者証明書の写し（建設業許可に係る様式第八号又は様式第一号別紙四の写し）
- オ 配置予定技術者の監理技術者資格者証の表面及び裏面の写し【監理技術者を配置する場合】
- カ 配置予定技術者の監理技術者講習修了証の表面の写し【監理技術者を配置する場合】
- キ 参加申込者と配置予定技術者が直接雇用関係（3か月以上）にあることが確認できる書類（健康保険被保険者証等）
- ク 参加申請期限において有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し
- ケ 施工実績届出書（様式4）
- コ 施工実績を証する工事の請負契約書の写し
- サ 施工実績が確認できる図面又は仕様書の該当部分の写し、若しくは金抜き設計書（内訳書部分を含む）の写し
- シ 工事請負費のうち遊具に係る金額が2,000万円以上であることが確認できる工事内訳書又は発注書などの写し（コとサで証明できる場合は除く）

※ウ、オ、カ、キについては、イ 配置予定技術者届出書（様式3）に記載のある者全員の書類を提出すること。

※オ、カについては監理技術者を配置する場合のみ提出すること。

## (5) 資格審査

市は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、参加希望者に電子メール及び郵送にて通知するものとする。

参加資格審査結果通知書を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって所管課に説明を求めることができるものとする。

## (6) 参加を辞退する場合

市は、参加希望者又は参加者が参加を辞退する場合には、辞退届（様式 10）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出締切日までに所管課に提出するものとする。

## 1 1 提案書などの作成及び提出

### (1) 提出書類など

※様式内に記入する文字サイズは、10.5 ポイント以上とし、すべて片面印刷とすること。

※用紙規格は各様式に従うとし、A 3 横の様式についてはA 4 サイズに製本して提出すること。

#### ア 提案書類提出書（様式 5-1）

#### イ 企画提案書（様式 5-2～様式 5-6）

※なお、企画提案書などに記載された内容については、「ク 内訳書」の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

#### ウ 完成予想イラスト（様式 6-1）

※完成予想イラストは、鳥瞰図 1 枚・外観アイレベル 3 枚（「複合遊具」について、権現湖パーキングエリア（下り）、一般駐車場方向からの 2 視点、「乳幼児用遊具・幼児用遊具エリア」について、一般駐車場方向からの 1 視点）、施設の配置計画図 2 枚（「参考資料 7 モデルプラン」と施設の配置を対比できる平面図を、「遊びの広場」と「古墳広場」のそれぞれについて 1 枚ずつ）を作成すること。

※アイレベルの視点は「参考資料 2 平面図」を参照のこと。

※完成予想イラストは誇大な表現を避け、より現実に近い表現とすること。

（背景・利用者の表現は可、タイトル・キャラクターなどは表現不可）

※鳥瞰図は市が提供するデータを用いること。

#### エ 三面図（様式 6-2）

※三面図は、製品の概略寸法、材質がわかる平面図・立面図・側面図とし、遊具の高さなどの規格を提案目的物全てについて明示すること。

#### オ 維持管理費計画書（様式 6-3）

※完成後 15 年間にかかる維持管理費用を 1 年毎にまとめたもの。

カ 計画工程表（設計～製造～施工）（様式 6-4）

キ 見積書（様式 7）

ク 内訳書（様式 8）

※単価には設計費・製作費・設置費・運賃・経理費など、必要な費用を全て含むこと。

※建設施設については別途、明細表提出を求める場合がある。

ケ 「6 参加資格要件」において建設業法第 3 条第 1 項に基づく一般建設業の許可を有する者については、下請契約の合計総額が 4,000 万円未満であることの誓約書（様式 11）

コ 市民アンケート用資料（様式 9）

※「複合遊具」、「乳幼児用遊具・幼児用遊具エリア」、「テーマ・アピールポイント」、「アイテム・遊び方説明」の 4 コマで構成すること。

※各コマの大きさ、配置は任意だが、A 4 サイズ縦に収まること。

※各コマへのタイトル（「複合遊具」など）の記載は不要とする。

※「複合遊具」と「乳幼児用遊具・幼児用遊具エリア」には、背景・遊具・人のみを描画すること。（空・雲・木・芝などは可、生物・虹・風船・キャラクター・文字は不可）

※遊具のイメージ図は、様式 6-1 の「完成予想イラスト」を用いて作成すること。

## （2）提出部数

- 提案書正本（アからコを左上で綴ったもの）【会社名記載あり押印あり】 1 部
- 提案書副本（アからコを左上で綴ったもの）【会社名記載なし押印なし】 15 部
- 提案書副本電子データ（PDF 形式） 1 部

※電子データは審査資料に用いるため、全ての書類において会社名などの特定できる記載及び押印は消去しておくこと。

※電子データは CD-R 又は DVD-R で提出すること。

## （3）提案書提出期限

ア 提出期限 令和 4 年 11 月 22 日（火） 午後 5 時まで（必着）

イ 提出場所 「20 担当部署」に同じ。

ウ 提出方法 持参。

受付時間は祝日を除く月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

## 1.2 審査方法など

### （1）審査方法

ア 参加申込者が作成し提出した提案書について、選定委員会にてプレゼンテーションを実施し、契約候補者を選定する。なお、プレゼンテーションに先立ち、提出された完成予想イラストなどを用いて、市民アンケートを実施し、その結果を評価の参考とする。

イ プレゼンテーションに必要な機器は参加者が用意すること。ただし、スクリーンとプ

ロジェクターは市が用意する。

ウ プレゼンテーションへの出席人数は3名以内とする。

エ 市はプレゼンテーションの内容を録画又は録音することができる。

オ プレゼンテーションに要する時間は1事業者当たり準備5分、発表20分、質疑15分を予定する。

- (2) 審査日
- ・選定委員会による選定（プレゼンテーション実施日）  
令和4年12月27日  
※詳細な日程・開催場所は11月下旬に通知する。
  - ・市民アンケートによる意見徴収  
令和4年11月下旬～令和4年12月上旬

- (3) 審査基準
- 選定委員会では、「提案書評価基準書」に基づき評価を行う。  
評価概要は次のとおりとする。

評価項目		配点
必須提案項目	全体計画	20点
	遊具計画	25点
	休憩施設・看板類、建築施設計画	20点
	維持管理計画	15点
	工事計画	5点
	提案価格	5点
必須提案項目の得点 (①)		90点
追加提案項目	利便性向上に資する追加の提案や 利用増進に資する提案など	10点
追加提案項目の得点 (②)		10点
総得点 (①+②)		100点

### 1.3 選定及び審査結果の通知・公表

- (1) 選定委員会の選定の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点候補者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点候補者と協議を行うものとする。
- (2) 審査結果については、提案者に書面で通知するとともに、加古川市ホームページに掲載する。  
(令和5年1月上旬予定)
- (3) 全提案者名、全提案者の順位・評価点並びに契約候補者の提案内容（個人情報や事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報を除く）は公表する。



#### 1 4 契約について

- (1) 「13 選定及び審査結果の通知・公表」において特定した契約候補者と企画提案の内容をもとに契約条件などについて協議を行い、協議が整い次第、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約（仮契約）を行う。
- (2) 契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。
- (3) 本契約は、加古川市議会の議決を必要とする。本契約は、双方が加古川市議会の議決があったことの確認を仮契約書の中で行うことにより本契約締結となる。なお、加古川市議会の議決は令和5年3月下旬の予定。
- (4) 本契約締結までの間に、契約候補者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (5) (4)により仮契約を解除した場合、発注者は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) 契約締結時は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき等は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。また、契約保証金の納付は、金融機関が振出し、又は支払保証した小切手等の担保の提供をもって、これに代えることができる。

#### 1 5 日程

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

項目	期間・期限
公募開始	令和4年8月29日
現地見学会の参加申込期間	令和4年8月29日～9月2日
現地見学会の開催（任意参加）	令和4年9月7日
質問受付期間（第1回）	令和4年8月29日～9月9日
質問回答（第1回）	令和4年9月20日
参加表明書提出期限	令和4年9月26日
参加者資格結果通知	令和4年10月3日
質問受付期間（第2回）	令和4年10月3日～10月7日
質問回答（第2回）	令和4年10月14日
提案書提出期限	令和4年11月22日
市民アンケート※	令和4年11月下旬～12月上旬
プレゼンテーション・審査	令和4年12月27日
選定結果等の通知	令和5年1月上旬
契約候補者との協議	令和5年1月上旬
次点候補者との協議	令和5年1月中旬

仮契約	令和5年1月下旬
議会承認	令和5年3月下旬
契約締結	令和5年4月上旬

※市民アンケートは審査の評価項目「遊具計画」の参考とする。

※契約候補者との協議が整った場合は、市は速やかに次点候補者にその旨及び次点候補者との協議を行わないことを通知する。

## 1.6 著作権及び提出書類などの取扱い

### (1) 著作権

提出された企画提案書並びに、提案目的物の概要図及び構造図は、提案者に帰属するものとする。なお、第三者に帰属する著作権（既存公知のキャラクターなど）の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。

### (2) 企画提案書類など

市は、本プロポーザルに関する公表、展示及びその他市が必要と認めるときは、企画提案書並びに、提案目的物の概要図及び構造図を無償で使用できるものとする。

## 1.7 契約締結に向けての協議

### (1) 仕様書の確定について

所管課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点候補者においても同様とする。

## 1.8 失格事項

本プロポーザルの参加者が、次のいずれかに該当する場合は、その提案は失格とする。

(1) 定められた提出先・提出期限に書類が提出されない場合。

(2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。

(3) 実施要領、要求水準書に定める事項に違反した場合。

(4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合。

(5) 見積書の金額が、「3 提案上限額」を超過したもの。

(6) 実施要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合。

(7) 「提案書評価基準書」に掲載している必須提案項目において、各選定委員の評価点に0点の

評価項目があった場合は、契約候補者及び次点候補者とししない。

(8) その他失格とするに足る事実が明らかになった場合。

## 19 その他事項

(1) 提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出された書類は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。

(4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。

(5) 提出書類などの作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(6) プロポーザルにおいて知り得た加古川市の事業などの内容については、守秘義務を課すものとする。また、提案が終了した後は、コピーを含めて責任をもって廃棄すること。

(7) 本公募の関係者に対して、選定委員会が閉会するまでの間において、本公募の内容及び関連することについての接触を禁止する。

(8) 契約締結時に届け出た現場代理人及び監理（主任）技術者などは、死亡、退職など極めて特別な場合を除き、本工事に専任で配置することとし、本工事が完了するまで変更することを認めない。

## 20 担当部署（提出及び問合せ先）

(1) 住 所 千675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家 2000

(2) 担 当 加古川市 建設部 公園緑地課 公園整備係

(3) 電 話 079-427-9192（直通）

(4) FAX 079-422-9569

(5) 電子メール kouenseibi@city.kakogawa.lg.jp（受信専用）